

食安輸発第0427002号  
平成19年4月27日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号により実施しているところですが、ブラジル産とうもろこし（粉を含む。甘味種を除く。）の試験品採取の方法について下記のとおり変更し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

旧	新
別表3によること。	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。